

# 商工貯蓄共済制度のご案内



- ・ 自己資金の充実に！！
  - ・ いざというときの資金繰りに！！
    - ・ 生命保険で将来設計！！
      - ・ より安心付加保障！！

壮瞥町商工会

# 商工貯蓄共済制度のご案内

## 制度の目的

商工会の事業として国から認可を受けて、月々わずかな掛金で、「貯蓄」「保障」「融資」の3つの機能を組み合わせた制度です。平成20年度から全国会員福祉共済制度の一部を組入れた「保障」を総合的に扱うことができることとなりました。

特に事業の資金調達手段の多様化策として、積立金として貯蓄し、これを元に資金調達を図り、経営の安定及び健全化を図ることが可能となります。

## 加入できる方

商工会員です。ただし、保険の対象者は、年齢6歳から70歳までの健康な会員、その家族及び従業員です。

## 加入期間と毎月の掛金

加入期間は10年（66歳～70歳の方は5年間、5口まで）で、毎月の掛金は年齢に関係なく、1口2,000円、お1人最高20口まで加入できます。

## 保険金・保険料・経費

毎月の積立金より年一回、年齢に応じた保険料と諸経費（1口につき1,200円）が差し引かれます。

生命保険金額は次のとおりです。

契約年齢	6歳～46歳まで	47歳～54歳まで	55歳～70歳まで
保険金額	100万円／一口	50万円／一口	25万円／一口

※年齢別保険料は、別途お聞き下さい。

## 保険契約と審査基準

年齢と加入口数の関係で、面接士、医師の診断が必要となる場合があります。

### ちょっとアドバイス

積立金とはいえ、年間の積立額は

（積立金×12月－保険料－手数料）となります。

積立をメインにお考えの方には、保険料が安い

お子様や若手従業員の方を被保険者として加入することをおすすめいたします。また、何かあったときのために備えたいとお考えの方には、保険料が高くても、経営者自身が被保険者となって加入することをおすすめいたします。



## では、実際の試算例をあげてみましょう

例 1) 加入 5 口、月額 1 万円、被保険者 男性 25 歳  
年間積立金額 120,000 円 - (保険料 1,764 × 5 口 + 手数料 1,200 × 5 口)  
= 105,180 円 + 利息  
が積立残高となります

例 2) 加入 5 口、月額 1 万円、被保険者 男性 40 歳  
年間積立金額 120,000 円 - (保険料 3,564 × 5 口 + 手数料 1,200 × 5 口)  
= 96,180 円 + 利息  
が積立残高となります

例 3) 加入 5 口、月額 1 万円、被保険者 男性 55 歳  
年間積立金額 120,000 円 - (保険料 2,487 × 5 口 + 手数料 1,200 × 5 口)  
= 101,565 円 + 利息  
が積立残高となります

### ※55 歳の方が 40 歳の方より保険料が下がっているのにお気づきでしょうか？

実は、46 歳までは一口に対し死亡保険金が 100 万円なのに対し、47 歳から 54 歳までは死亡保険金が一口 50 万円に減額となるため保険料も下がっています。さらに、55 歳から 70 歳までは一口に対する死亡保険金額が 25 万円に減額になるため保険料も急激に高くなりません。これは、補償額を下げ保険料の上昇をある程度に抑え、積立金額が一定の水準で確保できるようにしているためです。

#### ー押しポイント

積み立て型の生命保険や傷害保険も、いざというときに積立金の一部を資金利用することが出来ます。商工会の共済制度の良いところは、積み立てた額の 2 倍から 3 倍程度の資金を事業資金としてご利用出来るところです。今日から積み立て、明日融資を受けたいといっても無理ですが、将来の設備資金や運転資金に、修繕費などを見据えている方におすすめです。また事業用自動車のローンに利用ということも出来ます。後継者に商いを継がせる場合の基礎資金を考える方に非常に有効な制度です。さらに、低金利のこの時代。積立金の一部は、定期預金と国債に分散投資して普通の積立金よりも高い利息で運用しています。



## やっぱり一番気になる融資についてご説明します。

### 融資目的

・ 運転資金 または 設備資金

### 融資期間

・ 運転資金は 5 年以内 ・ 設備資金は 10 年以内

では、「実際にどのくらい融資してもらえるのでしょうか？」ここが肝心ですね！  
というわけで融資は、積立金額より保険料分を差し引いた額が対象とされます。  
たとえば積立残が 150 万円、年間保険料等（手数料含む）が 24,660 円の場合  
150 万円 - 24,660 円が融資対象額と見なされます。具体的には次の通りです。

融資対象積立金額	融資可能額
融資対象積立額 50 万円未満	融資対象積立金の 2 倍以内
50 万円以上 100 万円未満	融資対象積立金 + 150 万円
100 万円以上 250 万円未満	融資対象積立金 + 300 万円
250 万円以上 400 万円未満	融資対象積立金 + 400 万円
400 万円以上	融資対象積立金 + 500 万円

融資額 1,000 万円以下は 10 万円単位、超える場合は 50 万円単位の申し込み。

### 融資利息

毎年 4 月と 10 月に見直しの変動制利率です。

積立範囲内	基準金利 + 0.25%	返済期間 3 年以内	基準金利 + 0.55%
返済期間 3 年超 5 年以内	基準金利 + 0.60%	返済期間 5 年超 10 年以内	基準金利 + 0.65%

さて、一番悩まれるのが、きっと保証人のことではないでしょうか？今回一部改正され以前より少し基準が緩くなりました。

① 法人の場合 連帯保証人は代表者個人 + 第三者保証人 1 名が必要となります。

② 個人の場合 専従者又は共済保険受取人の内 1 名 + 第三者保証人 1 名が必要となります。

③ 積立範囲内の場合は、連帯保証人は不要です。

※ただし、融資申込者の経営内容、連帯保証人の保障能力により第三者保証人の追加を求められる場合があります。

その他、返済方法や必要書類等ちょっとした疑問などなど  
お気軽におたずねください。

担 当 壮瞥町商工会 電話 66 - 2151  
又は 大滝支所 電話 68 - 6353